

不定期刊行物

## 翔べ、優駿

(第 36 号)平成 22 年 10 月 1 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL : <http://www.tabara-office.com/>

E-mai : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

## お陰様で 22 周年

昨年 10 月 2 日、無事成人式を迎えた当事務所は、明日 22 年目に入ります。現在のよう  
な厳しい時代に、なんとか 22 周年を迎えることができたのも、ひとえに皆様のご支援の  
お陰と感謝しております。

さて、今年のシルバーウィークには、「ギとキの旅」(義朱鷲の旅)と称して、長男翔と  
二人で新潟へ旅行しました。と言っても、高速道路休日 1,000 円均一料金を利用し、第 1  
日目に益田から東京まで行き、翌朝、東京から新潟へ出発し、帰りも同様に東京に一泊し、  
最終日に益田へ帰りました。これに味をしめた私は、今年のゴールデンウィークも、「ギと  
キの旅」第 2 弾として、同じく翔と二人、会津若松へ行ってきました。そして、7 月の海  
の日を含む 3 連休には第 3 弾として米沢へ、9 月の敬老の日を含む 3 連休には第 4 弾とし  
て高野山へ行ってきました。これらは全て上杉謙信に関係のある地です。高速道路休日  
1,000 円均一が続く限り、この旅にシリーズを続けるつもりです。

## 新しい外国人技能実習制度について

これまで日本の工場などで外国人が働いていましたが、これは 1960 年代後半から始ま  
った外国人技能実習制度により日本で技術を身につけるために実習をしていたものです。  
そして、2 年乃至 3 年の実習期間中、最初の半年乃至 1 年は研修生として研修をしていた  
ため、労働者にはあたらず、残業等をする事は禁止されてきました。ところが、実際には  
残業等をしたり、その際、当たり前の残業手当が支払われない等の問題が発生していま  
した。このため昨年入管法が改正され、研修期間を原則 2 カ月に短縮するとともに、研修

期間終了後は直ちに技能実習生となり、労働基準法や最低賃金法等が適用されるようにして、実習生を保護できるようになりました。そして、研修内容の一環として、行政書士や社会保険労務士などの外部講師による法的保護情報に関する講習が義務づけられました。私も、この講師養成講座を修了し、講師として財団法人国際研修協力機構（JITCO）に登録されております。